

組織機構の見直し

本市では、効率的な組織を目指し、27年度に自然経済推進部を新設、29年度には、市政推進室を新設し、1室11部の体制となり、複雑・多様化しつつ増大する行政需要に的確に対応した行政サービスを提供するための組織機構の見直しを進めてきた。

今後においても、社会経済環境の変化に伴う新たな行政課題等に的確に対応していくためには、市民に分かりやすい効率的な組織体制の確保に向けた抜本的見直しや、組織を有効に機能させる体制の整備を図る必要がある。

附属機関については、28年度に次木親野井特定土地区画整理審議会の任務が終了したことによる整理合理化を図るとともに、新たに、29年度に公契約審議会、30年度にいじめ問題対策委員会を設置した。

引き続き、設置目的の達成度や活動実績を検証し、長期間、活動のない附属機関の廃止や、会議等の運営方法を見直すことで、整理合理化を進める。

また、附属機関の設置が必要となった場合は、既存の附属機関での対応や新たな附属機関の設置も行っていく。

- ① 組織の統廃合と組織体制の整備
 - ・ 組織の統廃合と組織体制の整備
 - ・ 教育委員会制度改革
- ② 附属機関の整理合理化

組織の統廃合と組織体制の整備

1 現状等

(1) 現行行政改革大綱における方針

行政需要の変化に的確に対応するため、行政需要に応じて部・課の組織について新設、統合及び廃止を進める。組織の見直しに当たっては、簡素で効率的な組織を基本としつつ、組織が有効に機能するよう常に検証を進めていくこととする。27年度において次の組織の分割、統廃合を行う。

- ・ 民生経済部を市民生活部と自然経済推進部に分割する。
- ・ 市民生活課を市民生活課と防災安全課に分割する。
- ・ 建築指導課を廃止し、建築確認申請業務は都市計画課へ、市営住宅及び営繕業務は総務部に設置する営繕課に移す。
- ・ 社会福祉課を生活支援課と障がい者支援課に分割する。
- ・ 高齢者福祉課を高齢者支援課と介護保険課に分割する。
- ・ あさひセンターの組織を廃止する。(27年度に指定管理者制度を導入)
- ・ 男女共同参画課と人権施策推進課を統合し、人権・男女共同参画推進課とする。

(2) 現行組織

現行の行政改革大綱の方針に基づき、上記のとおり組織改正を行った。

その後も、27年10月に、保健福祉部に妊産婦及び乳幼児から18歳までの子どもに関する切れ目のない相談支援を行うため、子ども支援室を新設、28年4月に、指定管理者制度導入により文化センターを廃止、29年4月には、市長の公約及び重要施策の調査や調整（縦割組織の弊害である横の連携の強化）を行うための市長直轄の組織として市政推進室を新設し、現在は、1室11部体制とした。なお、その他の各行政委員会、消防本部及び水道部については、現状維持とした。

現行組織は次の表のとおり。(30年4月1日現在)

① 市長部局

市長部局は、1室9部39課で組織されている。

| 室・部 | 課等 | 職員数 | 部 | 課等 | 職員数 |
|---------------------|--------------|-------|-----------------|-----------------------------------|-------|
| 市政推進室 | | 10人 | 土木部 (4課) | 建設局長、 部長、派遣 | 3人 |
| 企画財政部 (5課) | 部長 | 1人 | | 管理課 (補修事務所含む) | 35人 |
| | 企画調整課 | 6人 | | 道路建設課 | 10人 |
| | 広報広聴課 | 8人 | | 下水道課 | 19人 |
| | 財政課 | 8人 | | 用地課 | 4人 |
| | 課税課 | 32人 | | 部 計 | 71人 |
| | 収税課 | 32人 | | 都市部 (5課) | 部長、派遣 |
| 部 計 | 87人 | 都市計画課 | 13人 | | |
| 総務部 (5課) | 部長、特命、派 遣 | 4人 | 都市整備課 | | 11人 |
| | 総務課 | 15人 | 梅郷駅西土地区画整理事務所 | | 2人 |
| | 人事課 | 15人 | 愛宕駅周辺地区市街地整備事務所 | | 4人 |
| | 行政管理課 | 10人 | 次木親野井土地区画整理事務所 | | 6人 |
| | 管財課 | 11人 | 部 計 | | 40人 |
| | 営繕課 | 15人 | 保健福祉部 (6課) | 部長、派遣 | 3人 |
| | 部 計 | 70人 | | 生活支援課 | 24人 |
| 市民生活部 (5課) | 部長、派遣 | 2人 | | 障がい者支援課 | 19人 |
| | 市民課(出張所含む) | 32人 | | 高齢者支援課 | 14人 |
| | 国保年金課 | 23人 | | 介護保険課 (地域包括支援センター含む) | 29人 |
| | 市民生活課 | 8人 | | 保健センター (子ども支援室、関宿保健セン ター含む) | 42人 |
| | 防災安全課 | 10人 | | こぶし園 | 11人 |
| | 関宿支所 | 8人 | 部 計 | 142人 | |
| | 部 計 | 83人 | 児童家庭部 (3課) | 部長 | 1人 |
| 自然経済 推進部 (3課) | 部長 | 1人 | | 児童家庭課 (児童館含む) | 24人 |
| | 商工観光課 | 7人 | | 保育課 (保育所含む) | 46人 |
| | 農政課 | 16人 | | 人権・男女共同 参画推進課 (福祉会館含む) | 12人 |
| | みどり水のまちづくり課 | 9人 | | 部 計 | 83人 |
| | 部 計 | 33人 | 会計管理者 | 会計管理者 | 1人 |
| 環境部 (3課) | 部長 | 1人 | | 会計管理者付 | 6人 |
| | 清掃計画課 | 9人 | | 部 計 | 7人 |
| | 環境保全課 | 8人 | | | |
| | 清掃第一課 | 28人 | | | |
| | 部 計 | 46人 | | | |

② 教育委員会等各行政委員会、消防本部及び水道部

教育委員会は2部7課、消防本部は4課、水道部は2課で組織されている。

| 部 | 課等 | 職員数 | 局・部 | 課等 | 職員数 |
|---------------|---------------------|-----|--------------|--------|------|
| 生涯学習部 (5課) | 部長 | 1人 | 議会事務局 | | 8人 |
| | 教育総務課 | 10人 | 選挙管理委員会事務局 | | 4人 |
| | 社会教育課 (公民館含む) | 23人 | 監査委員事務局 | | 4人 |
| | 社会体育課 | 6人 | 農業委員会事務局 | | 5人 |
| | 青少年課 | 6人 | 消防本部 (4課) | 消防長、派遣 | 7人 |
| | 興風図書館 | 15人 | | 総務課 | 4人 |
| | 部計 | 61人 | | 予防課 | 8人 |
| | | 警防課 | | 6人 | |
| 学校教育部 (2課) | 部長 | 1人 | 消防署 | 消防署 | 149人 |
| | 学校教育課 (給食センター含む) | 13人 | | 部計 | 174人 |
| | 指導課 (幼稚園、小中学校含む) | 40人 | | | |
| | 部計 | 54人 | 水道部 (2課) | 業務課 | 10人 |
| | | | 工務課 | 17人 | |
| | | | 部計 | 27人 | |

③ 特命担当制

野田市行政組織規則第17条の規定に基づき、臨時又は特別の事務を処理するため、次の特命担当を置いている。

| 部 | 名称 | 人数 |
|-----|---------------------|-----|
| 総務部 | 工事検査担当 | 2人 |
| | 市史編さん担当 | 3人 |
| 土木部 | 下水道事業地方公営企業法適用化支援担当 | 1人* |
| 都市部 | 建築指導担当 | 2人 |

(注) *印は兼務

2 組織管理の課題等

○組織の連携

部や課の数を拡大することは、横の連携が必ずしも十分に行われないなどの弱点が指摘されており、これまでも連携の無さが業務に支障をきたしていたことから、29年度に市政推進室を新設し、縦割組織の弊害である横の連携の強化を図っているが、満足のいく結果は得られていない。

現在、組織の連携において課題のある場合は、横の連携強化を図り対応していくことを基本とするが、必要に応じて組織改正を行う等の対応も必要である。

子ども支援室等が行っている、妊産婦及び乳幼児から18歳までの子どもに関する切れ目のない相談支援等の業務については、子どもに関する関連法規や、国や県の組織が縦割りとなっていることから、市内部の関連する組織も複数の部にわたっている。このため、業務の連携が難しい面もあり、今後は、総務部と市政推進室が中心となり、保健福祉部及び児童家庭部と連携し、子どもに関する窓口を一元化した組織づくりを目指す必要がある。

○柔軟で機動的な組織に向けた検討

市民の要望に対して即応できるような組織とするため、引き続き、簡素で効率的な組織であることは基本としつつ、柔軟で機動的な組織体制とするため、業務量に応じて部・課等の組織の分割や設置も検討する必要がある。

○市の重要施策の推進

現在、スポーツ振興の施策については教育委員会が所管しているが、今後は、市民スポーツとして間口を広げ、更なる施策の推進を図り、スポーツを地域資源の一つと捉え、子どもから大人まで市民全体が取り組めるスポーツを活かしたまちづくりを推進するため、市長部局への移管を検討する必要がある。

また、これまで課題となっていたシティプロモーションについては、本市の魅力を引き起こし、その魅力を市内外に発信することで本市の活性化を図ることを目的とした、魅力発信を強力に推進するための組織の新設が必要である。

○事業終了に伴う組織の検討

愛宕駅周辺地区市街地整備事務所及び梅郷駅西土地地区画整理事務所は、事業の進捗に伴い、今後は、都市整備課への統合等を検討する必要がある。

また、次木親野井土地地区画整理事務所は、次木親野井特定土地地区画整理事業の清算終了に伴い、名称を（仮称）関宿地区土地地区画整理事務所に変更し、業務の重心を台町東特定土地地区画整理事業に移し、早期の事業終了を図り、都市整備課への統合等を検討する必要がある。

3 組織の新設等（案）

課については、本市の魅力発信を積極的に行っていくための組織として、（仮称）シティプロモーション課を新設し、自然経済推進部へ設置する。

また、スポーツ振興の推進を図るため、社会体育課を教育委員会から市長部局へ移管し、（仮称）スポーツ推進課として、自然経済推進部へ設置する。

≪組織の新設後の部課数≫

【市長部局】 1室9部39課 ⇒ 1室9部41課

| 市政推進室 | 企画財政部 | 総務部 | 市民生活部 | 自然経済推進部 | 環境部 | 土木部 | 都市部 | 保健福祉部 | 児童家庭部 | 1室9部 |
|-------|-------|-----|-------|---------|-----|-----|-----|-------|-------|------|
| — | 5課 | 5課 | 5課 | 5課 | 3課 | 4課 | 5課 | 6課 | 3課 | 41課 |
| | | | | +2 | | | | | | +2 |

【教育委員会】 2部7課 ⇒ 2部6課

| | | |
|-------|-------|----|
| 生涯学習部 | 学校教育部 | 2部 |
| 4課 | 2課 | 6課 |
| ▲1 | | ▲1 |

4 次期行政改革大綱の考え方

行政需要の変化に的確に対応するため、行政需要に応じて部・課の組織について新設、統合、廃止を進める。組織の見直しに当たっては、簡素で効率的な組織を基本としつつ、柔軟で機動的な組織体制とするよう常に検証を進めていくこととする。

○31年度に、次の組織の新設及び移管を行う。

- ・自然経済推進部に（仮称）シティプロモーション課を設置する。
- ・生涯学習部の社会体育課を（仮称）スポーツ推進課に変更し、市長部局の自然経済推進部へ移管する。

○32年度に（仮称）子ども部の新設を検討する。

- ・31年度は、子どもに関する窓口の一本化を図るため、庁内ワーキンググループでの意見を集約し、32年度に（仮称）子ども部の設置を目指す。

○事業の進捗等により、次の組織の統合について検討を行う。

- ・愛宕駅周辺地区市街地整備事務所及び梅郷駅西土地区画整理事務所は、事業の進捗に伴い、都市整備課への統合等を行う。
- ・次木親野井土地区画整理事務所は、清算終了に伴い、業務の重心を台町東特定土地区画整理事業に移し、早期の事業終了を図り、都市整備課への統合等を行う。